



夕ぐれ窓口では町税等の納付ができます

毎月第2、第4金曜日の午後5時から6時まで、役場町民生活課窓口において開設している夕ぐれ窓口では、住民票の発行等の従来の業務に加え、町税等(町が納付書を発行しているものに限ります)の納付ができます。

仕事の時間の都合などで銀行等での納付が困難な方でも納付がしやすくなりますので、どうぞご利用ください。

■お問い合わせ先
 税務会計課 出納徴収班
 (内線123、124)

計量器(はかり)の定期検査のお知らせ

平成27年度計量器(はかり)の定期検査を次のとおり実施します。

この検査は、計量法に基づき、2年に1回実施する法定検査で、「取引」や「証明」に使用している場合は、必ず受ける必要があります。

●検査実施日および検査場所
 ・6月15日(月)

①午前10時30分～正午
 場所 つがるにしがた農業協同組合鶴翔ライスセンター(旧鶴田南支店鶴田南ライスセンター)

②午後1時～2時
 場所 つがるにしがた農業協同組合鶴翔6号農業倉庫(旧水元支店廻堰農業倉庫)

・6月16日(火)

①午前10時30分～正午
 ②午後1時～3時(正午～午後1時まで昼休みです)

場所 鶴田町役場車庫
 ※当日は手数料が必要ですので、ご持参願います(1台につき500円～2100円程度)。

■お問い合わせ先

産業観光課 商工観光班
 (内線297)

**小型移動式クレーン
 運転技能講習会**

●講習対象

つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーン運転業務

●開催日時
 6月3日～5日まで(3日間)
 午前9時～午後5時

●開催場所

・学 科
 (一社) 西北労働基準協会
 2階大ホール
 ・実 技
 齋勝建設(株) 構内(五所川)

原市大字太刀打字早蔵98-4

●受講資格
 満18歳以上の者

●受講一部免除者
 ①クレーン等運転士免許を受けた者、または床上操作式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習を修了した者

●受講料(消費税およびテキスト代を含む)
 ・免除なしの者
 2万9725円
 ・受講一部免除者
 2万6485円

●締め切り
 5月27日(定員40人に達し次第締め切ります)

■申し込み・お問い合わせ先
 五所川原市大字唐笠柳字藤巻495の3
 青森労働局長登録教習機関(一社) 西北労働基準協会
 TEL 0173(35)60036

許しません!

不正軽油

不正軽油の製造、販売および使用等は脱税行為であり、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金に処せられます。また、不正軽油は、適正な納税秩序を阻害するだけでなく、

夕ぐれ窓口

6月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。
■開設期日 6月12日(金)、26日(金)
■開設時間 午後5時～6時
 閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後5時までに電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。
■相談先
 教育委員会(内線210)
■相談日時
 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。
 6月の相談日は次のとおりです。
■期 日 5日(金)(※人権のみ)、10日(水)
■相談時間 午前10時～午後3時
■場 所 国際交流会館1階102研修室

環境破壊の原因にもなります。次のような不正軽油に関する情報がありましたら、左記までご連絡ください。

○不審な施設にタンクローリーが頻繁に出入りしている

○著しく廉価な軽油を売り込みにきた

○自動車の燃料に灯油や重油を使用している

■お問い合わせ先

西北地域県民局県税部
課税課
TEL 0173 (34) 2111
(内線2007)

自動車税の納付はお早めに!!コンビニ・クレジットのご利用を

県では、自動車をお持ちの皆さんへ6月2日(火)に自動車税納税通知書を送付します。お近くのコンビニエンスストア、銀行や郵便局などの金融機関または県税窓口で、納期限までに納付してください。

納期限は6月30日(火)です。また、クレジットカードでも納付できますので、ぜひご利用ください。納付の手続きは、インターネット上の専用サイトから納税通知書に記載されている

「納付番号」「確認番号」やクレジットカードの番号などを入力して行います(手数料324円がかかります)。

◇専用サイト「ヤフー! 公金支払い」(<http://koukin.yahoo.co.jp/>)

◇県税窓口取扱時間
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜および祝日を除く)

■お問い合わせ先

西北地域県民局県税部
TEL 0173 (34) 3141

憲法週間記念行事開催のお知らせ

青森地方・家庭裁判所では、5月27日(水)の午後に憲法週間記念行事を開催します。

当日は、施行から6年となる裁判員制度をより深く理解していただくため、模擬裁判などを行う予定です。

詳細が決まり次第、裁判所ウェブサイトでご案内しますので、ふるってご参加ください。

■お問い合わせ先

青森地方裁判所事務局
総務課庶務係
TEL 017 (72) 5421



乳幼児健康診査

場所：町保健福祉センター「鶴遊館」

- 【4か月児健康診査】
 - ・月日 6月3日(水)
 - ・受付 午後1時～1時10分
 - ・対象 平成27年1月生
 - ・内容 小児科診察・離乳食試食と進め方
- 【10か月児健康診査】
 - ・月日 6月3日(水)
 - ・受付 午後1時10分～1時20分
 - ・対象 平成26年7月生
 - ・内容 小児科診察・むし歯予防のお話・離乳食試食と進め方
- 【7か月児健康相談】
 - ・月日 6月4日(木)
 - ・受付 午前9時～9時10分
 - ・対象 平成26年10月生
 - ・内容 育児相談・離乳食試食と進め方
- 【1歳6か月児健康診査】
 - ・月日 6月17日(水)

- ・受付 午後12時30分～12時40分
 - ・対象 平成25年9～11月生
 - ・内容 小児科・歯科診察、フッ素塗布むし歯予防指導、発達・育児相談等
- ※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。
- ※離乳食試食の際は、赤ちゃん用エプロン、おしぼりをお持ちください。
- ※1歳6か月児健診は個別通知あり

献血にご協力ください。

- 日時 6月18日(木) 午前10時～12時、午後1時～4時
 - 場所 豊明館
- ※献血は16歳から69歳までできます(65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血の経験がある方に限られます)。

6月4日～10日は歯と口の健康週間

歯周病は、細菌が原因で炎症が起こり、歯肉の腫れ、出血、歯のぐらつきなどの症状が現れます。痛みがないため、歯周病にかかっていることに気づきにくく、重症化すると歯が抜け落ちてしまいます。

歯周病菌は、生活習慣病の大きな原因となります。血液に侵入して全身に回った場合、早産・低体重児出産、糖尿病、心疾患、脳血管疾患などの引き金になることがわかっています。

喫煙者は非喫煙者に比べて、歯周病になりやすく、喫煙本数・年数と比例して、重症化していきます。

- 歯周病予防には、次のことが大切です。
 - ・念入りに歯を磨く
 - ・定期的な歯科健診
 - ・間食の回数を少なくする
 - ・たばこを吸わない
 - ・よく噛んで唾液を出す

■お問い合わせ先
健康保険課 健康長寿班
(内線131、132、133)

【有料広告】

 (株)津軽りんご市場

〒038-3684 北津軽郡板柳町大字三千石字二鴻 21-3
TEL 0172(72)1211 FAX 0172(72)1229
ホームページ <http://tsugaruringo.jp/>

青森りんごは元気の源!

屋根・外壁の塗り替えリフォーム



増改築工事
屋根工事
外壁工事

あなたのリフォーム全力でサポートします

■屋根・外壁リフォーム専門店■ お見積り無料・まずはご相談から
地元職人直営店 ◆ホームページは◆
アートリフォーム(株) 0173-33-4713 <http://www.art-reform.net>
yahoo アートリフォーム
五所川原市七ツ鹿虫流51-29 「増改築相談員のいるお店」代表 前田昭仁



平成27年度から保育料が変わります



■お問い合わせ先 町民生活課 福祉支援班（内線161）

| 1号認定（教育認定 幼稚園・認定こども園） | | |
|-----------------------|-------------------------|------------|
| 階層区分 | 定義 | 利用者負担額（月額） |
| 第1 | 生活保護 | 0円 |
| 第2 | 町民税非課税世帯 | 1,400円 |
| 第3-1 | 町民税均等割課税世帯 | 3,700円 |
| 第3-2 | 町民税所得割課税額 58,800円以下 | 6,000円 |
| 第3-3 | 町民税所得割課税額 77,100円以下 | 8,400円 |
| 第4-1 | 町民税所得割課税額 136,500円以下 | 10,600円 |
| 第4-2 | 町民税所得割課税額 211,200円以下 | 12,800円 |
| 第5 | 町民税所得割課税額 211,201円以上 | 18,000円 |

4月から始まった国の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、町内の保育園・幼稚園・認定こども園の利用者負担額（保育料）が表のとおり変わります。

認定区分は対象となるお子さんが通う保育園・幼稚園・認定こども園により、1号から3号まで分かれています。また、利用者負担額（保育料）も町民税の所得割課税額等により異なりますのでご注意ください。

※1号認定保育料には給食費は含みません。

※「標準時間」は最長11時間利用、「短時間」は最長8時間利用を示します。

※母子および父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等は保育料が軽減されます（第2階層は0円、第3階層については1,000円の軽減となります）。

※幼稚園（年少から小学校3年生までの範囲内）や保育所、認定こども園（小学校就学前の範囲内）などを兄弟で利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目は無料となります。



| 2号認定（保育認定 保育所・認定子ども園 3歳以上） | | | |
|----------------------------|-------------------------|------------|---------|
| 階層区分 | 定義 | 利用者負担額（月額） | |
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第1 | 生活保護 | 0円 | 0円 |
| 第2 | 町民税非課税世帯 | 5,000円 | 5,000円 |
| 第3-1 | 町民税均等割課税世帯 | 9,000円 | 8,800円 |
| 第3-2 | 町民税所得割課税額 48,600円未満 | 13,000円 | 12,800円 |
| 第4-1 | 町民税所得割課税額 64,000円未満 | 15,000円 | 14,600円 |
| 第4-2 | 町民税所得割課税額 81,000円未満 | 17,500円 | 17,100円 |
| 第4-3 | 町民税所得割課税額 97,000円未満 | 20,000円 | 19,600円 |
| 第5 | 町民税所得割課税額 169,000円未満 | 23,000円 | 22,500円 |
| 第6 | 町民税所得割課税額 301,000円未満 | 27,000円 | 26,500円 |
| 第7 | 町民税所得割課税額 397,000円未満 | 27,000円 | 26,500円 |
| 第8 | 町民税所得割課税額 397,000円以上 | 27,000円 | 26,500円 |

| 3号認定（保育認定 保育所・認定子ども園 3歳未満） | | | |
|----------------------------|-------------------------|------------|---------|
| 階層区分 | 定義 | 利用者負担額（月額） | |
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第1 | 生活保護 | 0円 | 0円 |
| 第2 | 町民税非課税世帯 | 7,000円 | 7,000円 |
| 第3-1 | 町民税均等割課税世帯 | 12,000円 | 11,800円 |
| 第3-2 | 町民税所得割課税額 48,600円未満 | 16,000円 | 15,800円 |
| 第4-1 | 町民税所得割課税額 64,000円未満 | 18,000円 | 17,600円 |
| 第4-2 | 町民税所得割課税額 81,000円未満 | 20,500円 | 20,100円 |
| 第4-3 | 町民税所得割課税額 97,000円未満 | 23,000円 | 22,600円 |
| 第5 | 町民税所得割課税額 169,000円未満 | 26,000円 | 25,500円 |
| 第6 | 町民税所得割課税額 301,000円未満 | 30,000円 | 29,500円 |
| 第7 | 町民税所得割課税額 397,000円未満 | 30,000円 | 29,500円 |
| 第8 | 町民税所得割課税額 397,000円以上 | 30,000円 | 29,500円 |

21世紀の町の担い手たち

お母さんからのメッセージ



4月28日(火)に国際交流会館で行われた誕生証書交付式に出席された方々(平成27年2月届け出)



希々香(ののか)ちゃんへ
お姉ちゃんに負けないぐらい
元気に伸び伸びと育ててね♥
(齋藤 流美香さん・掛元)



なのかちゃんへ
姉妹仲良く元気に大きく育っ
てね。生まれてきてくれてあ
りがとう。
(田澤 真紀さん・野木)



終(しゅう)くんへ
元気に大きく育ててね。
(佐々木 美穂さん・沖)

2歳6か月児 歯科健診が始まりました

町では、子どものむし歯を予防するため、今年度から2歳6か月児歯科健診を実施しています。

第1回目の4月15日(水)は、幼児10人が受診し、歯科診察やフッ素塗布、むし歯予防指導を受けていました。

受診した幼児のお母さんたちは、「子どもの歯のことで気になっていたことが聞けたので安心しました」と話していました。



△歯科衛生士によるフッ素塗布

お二人の結婚を祝福する 結婚記念証の贈呈を始めました!!

平成27年4月1日より、鶴田町に婚姻届を提出された方へ結婚記念証の発行を始めました。第1号となる記念証は、尾原の成田大貴さんと繭美さんご夫妻に4月30日(木)、町役場で相川町長から贈呈されました。結婚記念証を受け取った成田さんご夫妻は「一生に一度の良い記念。仲の良い幸せな家庭を築いていきたい」と喜んでいました。

記念証発行の対象要件等は以下のとおりです。

●対象要件

平成27年4月1日以降、**婚姻届提出時**に記念証の発行を申請された方で、夫婦の一方または双方が当町に住所を有するものとする。

●申請方法

申請書を記入の上、町民生活課くらしの窓口班へ提出してください。なお、申請書の受付は、午前8時15分～午後5時まで(土日祝日・年末年始を除く)です。

●申請者

婚姻届の届出人(夫または妻)

●発行手数料

無料です。ただし、発行は夫婦1組に対し1部のみです。
※結婚記念証は、婚姻届が提出されたことの記念であり、婚姻届が受理されたことを証明するものではありません。

■お問い合わせ先

町民生活課 くらしの窓口班
(内線153、154)



△記念証を受け取る成田さんご夫妻(左)

五所川原高等学校より 授業公開のお知らせ

当校では、生徒の授業の様子などを知ってもらうために、授業公開を次のとおり行います。

●開催日時

平成27年6月20日(土)
午前8時40分～11時50分
(授業公開終了まで随時受付)

・授業公開

- ①8時50分～9時40分
- ②9時55分～10時45分
- ③11時～11時50分

●対象者

中学生および保護者、地域にお住まいの方々、在校生の保護者
※事前の申し込みは不要です。お越しの際は、上履きをご持参ください。

※授業参観後、アンケートに答えていただきます。

※駐車スペースが限られておりますので、お車でのご来校はご遠慮ください。

■お問い合わせ先

青森県立五所川原高等学校
TEL: 0173 (35) 3073